坂戸市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）募集要領

（趣旨）

１　熱中症による健康に係る被害の発生防止を目的とし、気候変動適応法が改正され、指定暑熱避難施設（以下、「クーリングシェルター」という。）を市町村長が指定できるようになりました。

　　クーリングシェルターとは、熱中症特別警戒アラート発表時に、市民、その他の者が暑熱を避けるために開放される施設であり、市では公共施設のほか、民間施設にもクーリングシェルターとしてご協力いただきたいたと考えております。

　　つきましては、クーリングシェルターを運用し、市と共に、熱中症対策に取り組んでいただける民間施設を募集します。

（指定施設の実施内容）

２　クーリングシェルターに指定された施設は、主に次の内容を実施します。

（１）施設の出入り口等、見やすい場所へのクーリングシェルターである旨を表示

した掲示物の掲示

（２）冷房施設の適切な管理

（３）休憩用の椅子、ソファー等の準備（既存の物で可）

（４）熱中症特別警戒アラート発表時のクーリングシェルターの開放

（５）飲料購入場所の案内（問い合わせがあった場合）

（応募資格）

３　応募資格は、市内に所在する施設で、次の条件を満たすことができる施設とします。

（１）適当な冷房施設を有する施設

（２）熱中症特別警戒アラートが発表されたときに、市民その他の者に無料で開放できる施設

（３）利用者が滞在する際、適切な空間を保つことができる施設

（４）施設情報を市のホームページに掲載できる施設

（５）利用者が熱中症予防のために、飲食することが可能な施設

（施設運用期間）

４　クーリングシェルターの運用期間は、熱中症特別警戒アラート運用期間（４月第４水曜日～10月第４水曜日）とします。なお、運用できる日及び時間帯は、各施設の実情に応じます。

（応募方法）

５　別紙応募用紙に必要事項を記載の上、持参、郵送、ファックス、電子メールのいずれかの方法によって、坂戸市立市民健康センター成人保健係に提出してください。

（提出後の流れ）

６　応募用紙提出後の流れは、次のとおりとなります。

（１）坂戸市立市民健康センターで、坂戸市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）応募用紙を受理

（２）応募した民間施設と指定基準（適当な冷房設備、開放スペース等）について確認及び調整

（３）気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）係る協定書を締結

（４）坂戸市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）として指定

（５）掲示物等の配布

（６）ホームページ等で公表

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　問合せ先

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〒３５０－０２１２

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　坂戸市大字石井２３２７－３

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　坂戸市立市民健康センター

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話：０４９－２８４－１６２１

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ＦＡＸ：０４９－２８４－３９３９

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　E-mail:sakado55@city.sakado.lg.jp